**入 札 説 明 書**

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

**１ 入札に付する事項**

　別記１のとおり。

**２ 入札参加者に必要な資格**

愛媛県知事の審査を受け、令和５年度から令和７年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
2. 開札をする日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
3. 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
4. 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね１時間で保守職員を派遣できること。

**３　入札及び開札**

(1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記５に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札の日時及び場所は、別記４のとおり。

(5) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記２により令和６年５月８日（水）午後５時までに提出しなければならない。

(6) 入札参加資格者又はその代理人は、別添入札書様式により、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 供給物品名

イ 入札金額

ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び押印する場合の印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(9) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(11) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(12) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(13) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 入札参加資格者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

（15）入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。

（16）開札は即時開札とする。

（17）開札は、入札参加資格者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（18）入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会職員以外の者は入室することができない。

（19）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。

（20）入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(22) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。

(23) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、３回を限度として入札をするものとする。３回の入札をするもさらに落札者がないときは、２回を限度として見積に移行するものとする。

**４ 入札保証金**

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額（単価による入札にあたっては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。）の100分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

**５ 無効の入札書**

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 供給物品名及び入札金額のない入札書

(3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに 当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

(5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書

(6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(7) 入札金額を訂正した入札書

(8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の５に達しない場

合の当該入札書

(9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書

(11) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

**６ 落札者の決定**

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

**７ 契約保証金**

(1) 契約保証金は契約金額（単価による入札にあたっては契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の10分の１以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

(2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

**８ 契約書の作成**

(1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

**９ 契約条項**

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

**10 入札者に求められる義務**

(1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 入札参加資格者又はその代理人は、南予地方局長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

**11 資格審査に関する事項**

愛媛県の製造の請負等に係る競争入札資格審査に関する事項の照会先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

　 電話番号 089-912-2156

**12 その他必要な事項**

(1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

(2) 本件調達に関しての照会先は、別記５のとおり。

別　記

１　競争入札に付する事項

(1) 件名

乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

(2) 調達物品名及び数量

モノクロ乾式電子複写機１台に係る複写サービスの単価契約

予定数量1,860,000枚(契約期間における総複写見込枚数(31,000枚/月×60月）)

なお、入札金額には、複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び

複写機に必要なすべての消耗品（コピー用紙を除く）の費用を含むものとする。

(3) 乾式電子複写機に係る仕様

別紙「乾式電子複写機仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和６年６月１日から令和11年５月31日まで（５年間）

(5) 設置場所

愛媛県中予地方局1階　地域福祉課内

(6) 入札方法

入札金額は、１枚当たりの単価で行う。単価は、小数点以下第二位までとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）に当該金額の 10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

乾式電子複写機仕様書に記載した複写見込枚数及び予定数量は、過去１年間の使用実績等に基づく見込み数量であり、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

２　事前に提出する書類等

(1)　提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

　イ 事業所及び保守体制に関する報告書

　　　県内事業所、保守体制（連絡後、概ね１時間以内で保守職員を派遣できること）

を記入のうえ、提出してください。

　ウ 代理店（販売店）証明書

取扱店であることを証明するものとして、代理店証明書を提出してください。

　エ 納入実績証明書

　　　今回の入札物件と内容及び規模等が同等な納入事例を記載してください。

　 オ 機器構成表（定価等証明書）

　　選定機種、機器構成、保守料金を記入のうえ提出してください。

定価等には消費税及び地方消費税は含みません。

メーカーではなく、入札参加希望業者が作成し、提出してください。

　　（入札参加希望者がメーカーである場合は、メーカーが提出）

　カ 仕様確認書

仕様の要件を満たしていることが確認できるよう記入のうえ、提出してください。

キ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去２年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結したことを確認ができる書類（２件以上）

(2)　提出先

　　〒790-8502　松山市北持田町132番地

中予地方局地域福祉課

(3)　提出期限

　令和６年５月８日（水）午後５時

３ 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否について、令和６年５月15日（水）までに提出者に対して｢入札参加資格確認通知書｣により通知する。

４　入札及び開札の日時・場所

(1)　日時

令和６年５月17日（金）午後１時30分

(2)　場所

愛媛県中予地方局 ３階会議室

５　契約担当者及び入札に係る照会先

　(1)　契約担当者　大谷　啓二

　(2)　部局の名称　愛媛県中予地方局地域福祉課

　(3)　所在地　　　愛媛県松山市北持田町132番地

　(4)　電話　　　　089-909-8756（内線388）